

畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱

	平成23年	4月	1日付け	22農畜機第4417号
一部改正	平成23年	7月	1日付け	23農畜機第1401号
一部改正	平成24年	4月	1日付け	23農畜機第5275号
一部改正	平成24年	5月21日付け	24農畜機第	800号
一部改正	平成25年	4月	1日付け	24農畜機第5360号
一部改正	平成25年12月25日付け	25農畜機第3925号		
一部改正	平成26年	3月31日付け	25農畜機第5330号	
一部改正	平成26年	6月16日付け	26農畜機第1250号	
一部改正	平成26年10月15日付け	26農畜機第3104号		
一部改正	平成27年	4月	1日付け	26農畜機第5728号
一部改正	平成27年	4月15日付け	27農畜機第	206号
一部改正	平成27年	8月	4日付け	27農畜機第2142号
一部改正	平成28年	4月	1日付け	27農畜機第5455号
一部改正	平成29年	3月27日付け	28農畜機第6235号	
一部改正	平成30年	3月19日付け	29農畜機第6539号	
一部改正	平成31年	3月26日付け	30農畜機第7510号	
一部改正	令和2年	3月25日付け	元農畜機第7691号	
一部改正	令和2年	5月29日付け	2農畜機第1270号	
一部改正	令和3年	3月30日付け	2農畜機第7298号	
一部改正	令和3年	6月28日付け	3農畜機第1873号	
一部改正	令和4年	3月28日付け	3農畜機第6908号	
一部改正	令和5年	3月30日付け	4農畜機第7336号	
一部改正	令和5年	6月30日付け	5農畜機第2339号	
一部改正	令和6年	3月27日付け	5農畜機第8484号	
一部改正	令和6年12月13日付け	6農畜機第5918号		
一部改正	令和7年	1月14日付け	6農畜機第6521号	
一部改正	令和7年	3月26日付け	6農畜機第8413号	
一部改正	令和7年	9月	2日付け	7農畜機第3850号
一部改正	令和8年	1月	9日付け	7農畜機第6595号
一部改正	令和8年	3月23日付け	7農畜機第8409号	
一部改正	令和8年	7月	6日付け	8農畜機第2290号

国内におけるBSE発生を契機として、牛由来肉骨粉や牛せき柱については、食用はもとより、飼肥料等用原料としての利用が制限されている。また、昨今の国際情勢、特に相互関税の影響により、皮革製品の世界的な貿易縮小やサプライチェーンの混乱が生じており、国産原皮の価格等にも影響が及んでいる。このような状況の中で、これらが適切に処理されなければ、行き場を失った畜産残さ等によりと畜機能が麻痺するとともに、ひいては消費者の食の安全・安心を脅かすことが懸念されるところである。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、牛由来

肉骨粉や牛せき柱の適正処理等の取組や国産原皮の国際競争力強化等の取組を行うことにより、円滑な畜産残さ処理の継続によると畜機能の維持を図るとともに、食の安心・安全の確保を図る事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって、国産食肉の持続的かつ安定的な供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和8年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和8年1月22日付け7農畜機第6862号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

ただし、別添3の1の第2の2の（1）のア及び（2）の事業実施主体については、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合又は協業組合（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）であって、別添3の1の第1の1に掲げる原皮事業者を構成するもの（以下「協同組合等」という。）とすることができるものとする。

第2 事業の名称等

この事業の名称等は、次のとおりとする。

1 肉骨粉適正処分対策事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は別添1のとおりとする。

2 牛せき柱適正管理等推進事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は別添2のとおりとする。

3 国産原皮品質向上等支援事業

（1）国際競争力の強化等

公募団体（ただし、別添3の1の第2の2の（1）及び（2）の事業は公募団体又は協同組合等）が実施する事業であって、事業の内容等は、別添3の1のとおりとする。

（2）輸出機能の維持

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は、別添3の2のとおりとする。

4 畜産副産物需給安定推進事業

公募団体が実施する事業であって、事業の内容等は別添4のとおりとする。

第3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（平成23年4月1日付け22農畜機第4417号）

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- 2 肉骨粉適正処分対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け21農畜機第106号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 旧要綱の第7の実績報告、第8の消費税及び地方消費税の取扱い及び第9の帳簿等の整備保管等については、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月1日付け23農畜機第1401号）

この要綱の改正は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。ただし、「別添6」を「別添6－1」に改める改正については、平成23年4月15日から適用する。

附 則（平成24年4月1日付け23農畜機第5275号）

- 1 この要綱の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度に終了した事業については、この要綱による改正前の事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4417号）の第3の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成24年5月21日付け24農畜機第800号）

この要綱の改正は、平成24年5月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第5360号）

- 1 この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成25年12月25日付け25農畜機第3925号）

この要綱の改正は、平成26年1月4日から施行する。

附 則（平成26年3月31日付け25農畜機第5330号）

- 1 この要綱の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成26年6月16日付け26農畜機第1250号）

この要綱の改正は、平成26年6月16日から施行し、平成26年5月13日から適用する。

附 則（平成２６年１０月１５日付け２６農畜機第３１０４号）

この要綱の改正は、平成２６年１０月１５日から施行し、平成２６年１０月１日から適用する。

附 則（平成２７年４月１日付け２６農畜機第５７２８号）

- 1 この要綱の改正は、平成２７年４月１日から施行する。
- 2 平成２６年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成２７年４月１５日付け２７農畜機第２０６号）

この要綱の改正は、平成２７年４月１５日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則（平成２７年８月４日付け２７農畜機第２１４２号）

この要綱の改正は、平成２７年８月４日から施行し、平成２７年７月６日から適用する。

附 則（平成２８年４月１日付け２７農畜機第５４５５号）

- 1 この要綱の改正は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 平成２７年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成２９年３月２７日付け２８農畜機第６２３５号）

- 1 この要綱の改正は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 平成２８年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成３０年３月１９日付け２９農畜機第６５３９号）

- 1 この要綱の改正は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 平成２９年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成３１年３月２６日付け３０農畜機第７５１０号）

- 1 この要綱の改正は、平成３１年４月１日から施行する。
- 2 平成３０年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和２年３月２５日付け元農畜機第７６９１号）

- 1 この要綱の改正は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 令和元年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和２年５月２９日付け２農畜機第１２７０号）

この要綱の改正は、令和２年５月２９日から施行し、令和２年４月７日から適用する。

附 則（令和３年３月３０日付け２農畜機第７２９８号）

- 1 この要綱の改正は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 令和２年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和３年６月２８日付け３農畜機第１８７３号）

- 1 この要綱の改正は、令和３年７月１日から施行する。
- 2 この規程の改正前の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正後の相当規定により農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）がした処分等とみなし、改正前の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正後の相当規定により畜産局長に対してされた申請等とみなす。

附 則（令和４年３月２８日付け３農畜機第６９０８号）

- 1 この要綱の改正は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 令和３年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和５年３月３０日付け４農畜機第７３３６号）

- 1 この要綱の改正は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 令和４年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和５年６月３０日付け５農畜機第２３３９号）

この要綱の改正は、令和５年６月３０日から施行する。

附 則（令和６年３月２７日付け５農畜機第８４８４号）

- 1 この要綱の改正は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 令和５年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和６年１２月１３日付け６農畜機第５９１８号）

- 1 この要綱の改正は、令和６年１２月１３日から施行する。
- 2 この要綱の改正の際現に改正前の別添１の１別紙様式第１号様式１により提出されている肉骨粉適正処分対策事業実施計画については、改正後の別添１の１別紙様式第１号様式１により提出されたものとみなす。

附 則（令和７年１月１４日付け６農畜機第６５２１号）

この要綱の改正は、令和 7 年 1 月 1 4 日から施行し、令和 6 年 1 2 月 2 6 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 2 6 日付け 6 農畜機第 8 4 1 3 号）

- 1 この要綱の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和 7 年 9 月 2 日付け 7 農畜機第 3 8 5 0 号）

この要綱の改正は、令和 7 年 9 月 2 日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 月 9 日付け 7 農畜機第 6 5 9 5 号）

この要綱の改正は、令和 8 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 2 3 日付け 7 農畜機第 8 4 0 9 号）

- 1 この要綱の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和 8 年 7 月 6 日付け 8 農畜機第 2 2 9 0 号）

この要綱の改正は、令和 8 年 7 月 6 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。